



2023年5月12日

各 位

会社名 株式会社 ヨータイ
代表者名 取締役社長 田口 三男
(コード番号 5357 東証プライム市場)
問合せ先 常務取締役本社業務部長 竹林 真一郎
電話番号 (TEL : 072-430-2100)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月22日開催予定の第125回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2023年3月9日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第125回定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

また、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めることとし、さらに、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役等を除く取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことから、この法改正の趣旨および内容を踏まえ、責任限定契約に関する現行規定の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月22日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年6月22日(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	<削除>
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 12 条 (条文省略)	第 6 条～第 12 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 条～第 18 条 (条文省略)	第 13 条～第 18 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
	<u>ならびに監査等委員会</u>
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 19 条 当社の取締役は、 <u>16</u> 名以内とする。	第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、 <u>10</u> 名以内とする。
<新設>	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第 20 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名を選定し、取締役社長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役会長 1 名を選定し、取締役社長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="379 203 485 232"><新設></p> <p data-bbox="81 633 485 663">第 25 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="100 730 400 759">(取締役会の決議の省略)</p> <p data-bbox="81 779 783 999">第 28 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p data-bbox="379 1066 485 1095"><新設></p> <p data-bbox="379 1352 485 1382"><新設></p> <p data-bbox="379 1592 485 1621"><新設></p> <p data-bbox="379 1832 485 1861"><新設></p>	<p data-bbox="826 203 1166 232"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="810 253 1513 427">第 25 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="906 445 1513 573">2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p data-bbox="810 633 1246 663">第 26 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="826 730 1131 759">(取締役会の決議の省略)</p> <p data-bbox="810 779 1513 954">第 29 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p data-bbox="826 1066 1051 1095"><u>(取締役への委任)</u></p> <p data-bbox="810 1115 1513 1290">第 30 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p> <p data-bbox="826 1352 1023 1382"><u>(取締役会規程)</u></p> <p data-bbox="810 1402 1513 1529">第 31 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p data-bbox="826 1592 1075 1621"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p data-bbox="810 1641 1513 1769">第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p data-bbox="826 1832 932 1861"><u>(報酬等)</u></p> <p data-bbox="810 1881 1513 2101">第 33 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 34 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に同法第 4 2 3 条第 1 項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令の規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、各監査等委員の同意を得ることを条件に、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を、法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の数)</p> <p>第 31 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 監査役に欠員を生じても法定の人員を欠くに至らないときは、補欠選任を延期しまたは補欠をなさないことができる。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><削除></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤監査役)</u> 第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集権者および議長)</u> 第 35 条 監査役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、常勤監査役が招集し、議長となる。常勤監査役に事故があるときは、あらかじめ監査役会において定めた順序により、他の監査役が招集し、議長となる。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の権限)</u> 第 37 条 監査役会は、法令または定款に定める事項を決定する。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(社外監査役の責任免除)</u> 第 40 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p><削除></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第<u>6</u>章 計算</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略)</p> <p><新設></p>	<p>第<u>5</u>章 計算</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第125回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</u></p>

以 上